

**2019年第3回定例会 一般質問**  
**共生社会の基盤構築と、**  
**障がい児の保護者へのケアラー支援推進のために**

生活者ネットワークの木下安子です。通告に従いまして、「共生社会の基盤構築と障がい児の保護者へのケアラー支援推進のために」というタイトルで、一問一答形式にて一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

来年4月に開設予定の（仮称）富士見町学童クラブは、従来の学童クラブと法的な位置づけは同じであるものの、障がいをもつ子どもの定員が多いこと、重度の障がいをもつ子どもを含め、従来の学童クラブでは受け入れが困難な児童を受け入れ対象にしていることなど、国内でも前例の少ない、独自の特徴を有した事業です。今回、ヒアリングや関連情報の収集をする中で、この学童クラブがこれからの調布市における障がい者福祉の推進において非常に重要な鍵を握っている事業であるという認識に至りました。来年4月に開設予定ということで、これから利用者の公募などが行われようとしている今、この学童クラブがもつ意義を、市の共生社会実現を目指す姿勢とともに市民に対して明らかにしていただきたいと思います。

**(1)（仮称）富士見町学童クラブの開設の意義について**

**ア 従来の学童クラブおよび放課後等デイサービスとの違い**

まず、この学童クラブの開設に至った背景として、市内の従来の学童クラブにおける障がいをもつ子どもの受け入れについての現状と課題、並びに（仮称）富士見町学童クラブはそれらの課題に対してどのような解決策が期待できるのか、お答えください。

また現在、障がいのある子どもが放課後を過ごす事業として放課後等デイサービスがあります。市内でも増加中で、医療的ケアを必要とする重度の障がいをもつ子どもを受け入れるものも一つできております。放課後等デイサービスは、今回開設の学童クラブの代替とはなり得ないのでしょうか。法的位置づけの違い、またこれまでの学童クラブにおける課題が放課後等デイサービスでは解決できない理由も合わせてお答えください。

**イ 市が描く共生社会のビジョンは**

次に、調布市が描く共生社会のビジョンについて伺います。H18年に国連で障がい者権利条約が採択され、H26年に日本が批准するまでの間に、（国内では障がい者基本法の改正、障がい者総合支援法の施行、障がい者虐待防止法の施行、そして障がい者差別解消法の成立など）さまざまな法整備が進められてきました。調布市は、これらに加え、児童福祉法の改正も踏まえた上で、H30年度から施行されているこちらの『調布市障がい者総合計画』を策定しました。

障がい者権利条約の採択を機に批准国で進められている障がい者支援の中心には、合理的配慮の推進と共生社会の実現があります。調布市においても、福祉3計画に共通する市の福祉の将来像として、「みんなが自分らしく安心してつながりをもって暮らし続けられるまち—支え合い、認め合い、ともに暮らす—」という基本理念を掲げ、障がいの有無にかかわらず人々が対等な関係の中でお互いを尊重し合う社会の実現を目指していると理解しております。そこで、調布市が福祉3計画を進めるうえで描いている共生社会のありようと実現への道筋を、障がいというものの捉え方も含め、お答えください。

## ウ 共生社会の基盤構築に向けた運営を

市は、H28年に行った市民福祉ニーズ調査の結果に基づき、こちらの『調布市地域福祉計画』で課題を抽出しています。その中に、「障がい等に対する偏見や差別を持たないように、子どもの頃から地域には様々な人がともに暮らしていることを把握して、理解できるような地域共生社会の考え方や地域福祉の意識を育むことが必要」という市の課題認識が示されています。(仮称)富士見町学童クラブは、この課題の重要な解決法の一つとなることが期待されます。

といいますのも、ここは、定員の半数近くを障がいをもつ子どもが占めるという画期的な学童クラブだからです。定員40名のうち肢体が不自由な子ども5名、知的障がいのある子ども10名、計15名分が障がいをもつ子ども対象の枠です。クールダウンのための部屋や医務室など、子どもの障がいの種類などによってさまざまなケアができる設備が整う予定です。さらに、1階の2部屋は、肢体が不自由な子どもと障がい児枠以外の子どもが共有する空間となっています。間にはパーテーションが取り付けられており、子どもたちの必要に応じて仕切ることも、開放して一つの部屋にすることもできる仕様になっています。子どもたちが物理的に同じ空間で放課後を過ごすことで、共生社会の基盤が構築されることが期待されます。

しかし、私たちの社会の現状を見ると、大人の社会においても、また教育現場でも、インクルーシブな環境、共生社会の実現は途上であることから、この新しい施設においてさえ、直ちにインクルーシブな環境を実現するのは容易な道ではありません。そこで、この学童クラブを共生社会の基盤構築の場として位置づけていくには、運営面できめ細やかな工夫が必要だと思われます。こちらからの提案も含めながら、運営面に関して3点について見解を伺っていきたいと思います。

### (ア) 保護者に丁寧な説明や意見交換、啓発の場を

まず1点目は、大人、つまり保護者への働きかけです。子どもたちがインクルーシブな環境の中で安心して過ごし、共生社会の基盤を作っていくには、保護者の理解と協力が不可欠です。共生社会は子どもたちだけが作るものではなく、むしろ身近な大人の理解と行

動が子どもに影響を与えるのであり、その責任は大人が担っています。この学童クラブを通して、大人も子どもも障がいや共生社会への理解を深め、実現していくために、保護者への働きかけが重要であると考えます。

7月に横須賀市にある sukasuka kids という民間学童を視察して参りました。ここは、障がいをもつ子どもたちの母親が作った学童クラブで、完全にインクルーシブで運営されています。こちらで伺ったところによりますと、中には発話がほとんどできない子どももおり、当然子ども同士のトラブルは起きるということでした。言葉で思いを表現できない時に手が出てしまうのは、障がいの有無にかかわらず子どもの世界ではよく起きることで

す。日ごろ学校などで接する機会がない子ども同士が同じ空間で過ごすわけですから、特に最初のうちは戸惑う場面があるのは当然のことでしょう。sukasuka kids でも子ども同士がぶつかることがあるということですが、大人が冷静に見守り、必要に応じて適切な介入をおこなうことで、数か月もすると、子どもたちはお互いを理解し合うようになるそうです。「知的に障がいがあっても、言われていることは分かります。ただ、言いたいことを表出できないだけで、気持ち、理解、感覚に障がいはありません」というスタッフの方の言葉が印象的でした。子どもたちもそのことに気づき始めると、時には、発語がないはずのお友だちのことを、「〇〇ちゃんがありがとうって言ったよ」と報告してくることもあるそうです。子どもたちの感性がお互いの間にある障壁を乗り越える瞬間だと思います。

sukasuka kids では、そのような子どもたちの力も実感しながら、そこに至るには保護者の十分な理解が必要であることも自覚されていて、利用前には、特に障がい児枠ではない子どもたちの保護者としてしっかりとコミュニケーションを取り、理解を求めるようにしているそうです。

(仮称) 富士見町学童クラブにおいても、市の共生社会のビジョンを募集前の説明会や利用開始後の保護者会などで明確に示し、インクルーシブな環境で学童保育を行うことの意義を繰り返し伝えるとともに、利用開始後に子ども同士のトラブルが起きた際などには、むしろその経験を通して大人も子どもも相互の理解が深まるよう、情報提供やコミュニケーションの場を丁寧に作る必要があると思います。また、市全体でも障がい理解を進める啓発の機会を通して共生社会のビジョンを共有した大人が増えていくことで、子どもたちの学びと歩みを希望をもって応援できるのではないかと思います。丁寧な保護者とのコミュニケーションを図り、大人に対しても共生社会構築の意義について理解を求めていくことについて、市の見解をお答えください。

### **(イ) 子どもの権利条約を活かした学童運営を**

運営面に関する2点目として、学童クラブでの子どもたちの過ごし方について伺います。

国連子どもの権利委員会は、H31年2月7日発表の総括所見の中で、日本政府に対し、「子どもが、社会の競争的性質によって子ども時代および発達を害されることなく子ども時代を享受できることを確保するための措置をとること」との勧告を出しています。これは、日本の子どもたちが過剰な競争を強いられ、子どもの権利条約31条の「休息及び余暇についての児童の権利」や「年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動」を行う権利が十分に保障されていない現状を捉えた上で出された勧告です。

休息や余暇を楽しむ権利を子どもたちに保障するには、子どもたちが学校から解放され、休息も含めて思い思いの活動をすることができる放課後の過ごし方が非常に重要な鍵を握っています。(仮称)富士見町学童クラブの放課後活動にも「子ども時間」の尊重を求めたいと思います。子どもたちが遊んだり休息したり、思い思いに放課後という生活時間を過ごす中で、障がいの有無を越えて時間と場所を共有し、対等に関わり合うことができる場所であるべきと思います。逆に、共生社会の大切さを教え込もうとしたり、またその成果を対外的にも示すために発表の場を設けたりするといったような、障がいをもつ子どもを教材とした大人主導の<教育>をおこなう場にならないようにしていただきたい、ということとは特に強調しておきたい点です。

そこで確認させていただきたいのですが、これまでの調布市内の学童クラブでの放課後の過ごし方において、子どもたちの主体的な活動が尊重され、思い思いに遊んだり、また休息したりする権利は保障されているのでしょうか。また(仮称)富士見町学童クラブではどのような過ごし方をイメージされているのでしょうか。

### **(ウ) 子どもたちの交流をサポートする専門職員の配置について**

運営に関する3点目として、子どもたちの交流をサポートする専門職員の配置について伺います。障がいの有無にかかわらず、子どもたちの成長は凸凹です。特に、言葉で思いを表現することは、多くの子どもたちにとってハードルが高いことであり、そのために子ども同士のやり取りにトラブルはつきものです。しかし、時には大人が言葉にならない思いを汲み取ったり、代弁したりするなど、適切な介入を行うことによって、子どもたちは自分を表現し、互いに理解し合う術を身に付けていきます。障がいのある子どもたちには専門職員が1名ずつ配属されると聞いていますが、子ども集団の交流をサポートする職員にも専門性が求められるのではないのでしょうか。

臨床心理士や作業療法士、また言語聴覚士などは、子どもたちの行動の背後にある理由を把握すると同時に、必要な支援についても助言できる専門知識を有した職員です。現在、子ども発達センターからも臨床心理士や作業療法士が保育園や幼稚園に出向いて園の先生たちに助言をしています。また、従来の学童クラブにも希望に応じて臨床心理士が出向いて職員に専門的見地からの助言を行っています。いずれも現場からは「子どもへの理解が

進んだ」というような肯定的な評価を得ており、利用した保育施設や学童クラブからは継続して巡回の希望が出ているとのことです。(仮称)富士見町学童クラブにおいてはこれまで以上に、子どもたちの交流をサポートするアドバイザーとして、臨床心理士や作業療法士などの専門職員が巡回するべきではと考えますが、見解をお答えください。

## エ 障がい児の居住地における交流推進のために

次に、今後、障がいをもつ子どもの居住地における交流をさらに推進していくために、(仮称)富士見町学童クラブ開設後の展望について伺いたいと思います。

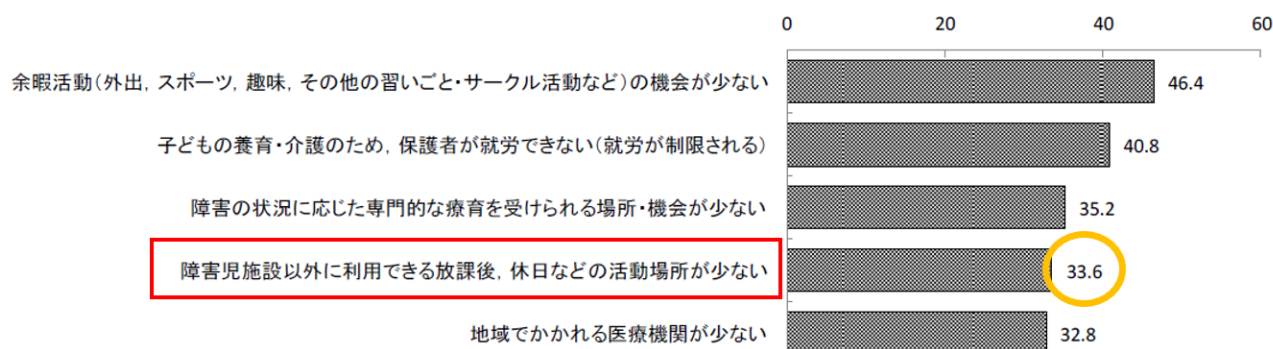
障がいをもつ子どもの保護者の多くが、地域の中での繋がりや地域の子どもたちとの関わりを求めています。例えば、認可幼稚園では受け入れが困難だと入園を断られてしまった幼児の中には、子ども発達センターと併用しながら市内の一部の認可外幼稚園を利用している例がいくつもあります。これは、障がいのある子どもの集団の中だけでなく、幅広く色々な子どもたちと一緒に幼児期を過ごしてほしいという保護者の思いの現れだと考えます。

しかし、就学後には、障がいをもつ子どもの多くがそれぞれの障がい特性に合った特別支援を受けるために居住地外の学級や学校に通学することになります。さらに、放課後には、障がいをもつ子どもが必要な療育を受けられる放課後等デイサービスの利用率が高まっており、事実上、放課後においても障がいの有無によって子どもたちが互いに別々の場所で過ごす差別化が進みつつあります。

市内では H19 年よりユーフォーにおいて特別支援学校の生徒の復籍制度を設けており、特別支援学校の子どもたちが放課後に居住地の子どもたちと交流をすることが制度上は可能となっていますが、これまでに利用実績はあまりないと伺っております。

スクリーンをご覧ください。

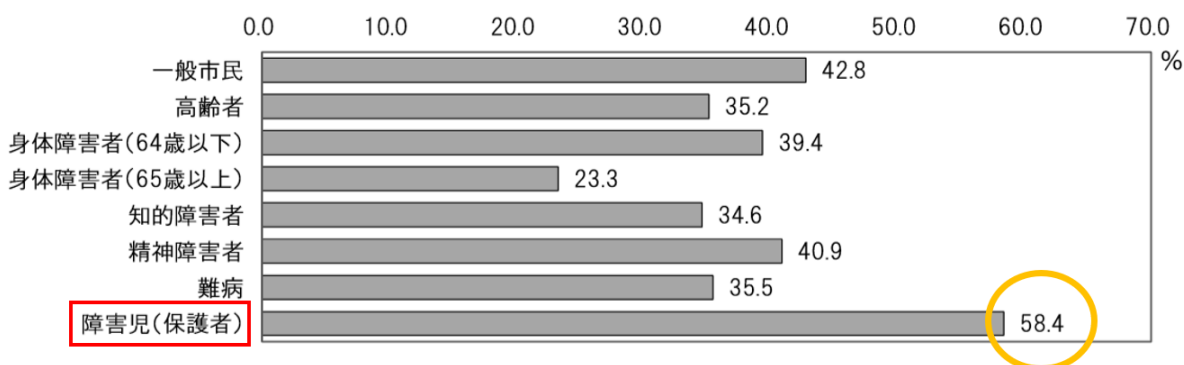
## 保護者が感じている地域の暮らしの中での不安や課題



市民福祉ニーズ調査報告書によりますと、障がいをもつ子どもの保護者が地域での暮らしの中で感じている課題の一つに、「障がい児施設以外に利用できる放課後、休日などの活動場所が少ない」というものがあります。

続けてスクリーンをご覧ください。

## 共生社会の理念が理解されておらず、浸透していないと答えた人

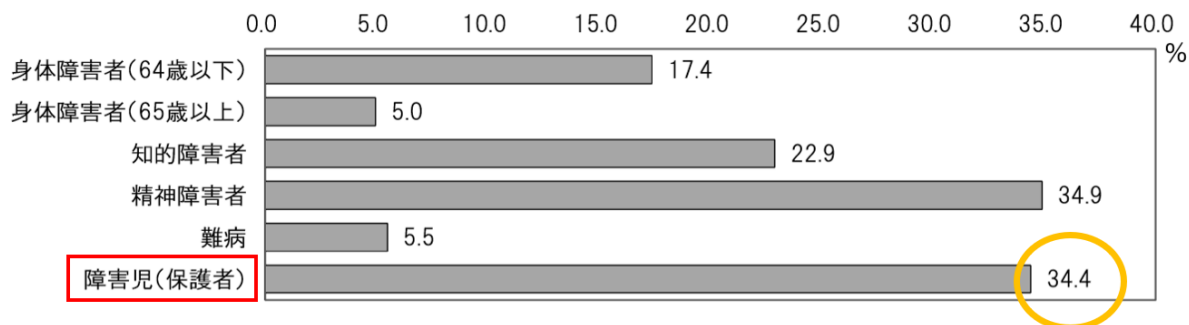


出典：『調布市福祉のまちづくり推進計画』 p.15

こちらは調布市の『福祉のまちづくり推進計画』にまとめられている市民福祉ニーズ調査の結果ですが、「共生社会の理解が進んでいない」と感じている人は、障がいをもつ子どもの保護者だけが58.4%と回答率が高くなっています。

また、「障がいを理由に差別・偏見を感じた」という保護者は34.4%で、この数値は精神

## 障害を理由に差別・偏見を感じた経験があると答えた人



出典：『調布市福祉のまちづくり推進計画』 p.15

障がい者の 34.9%に次いで2位となっています。

これらの調査結果から、障がいをもつ子どもには放課後などの余暇を過ごす居場所が地域の中に少なく、またそのような環境で子育てをしている保護者が見えない壁を感じる場面が多い現状がうかがわれます。この調査の結果を踏まえ、市は、「障がいのある子どものいる家庭が、地域でつながりを持てる取組や居場所づくりが必要」という認識を示しています。

障がいをもつ子どもが、放課後には居住地域に居場所を得て、地域の子どもたちと交流することができるようにするためにも、(仮称)富士見町学童クラブの取組みで終わりということではなく、これを前例として、今後、すべての学童において障がいをもつすべての子どもたちの受け入れの実現を目指すべきだと考えますが、市は、(仮称)富士見町学童クラブはそのための一歩であるとの認識でしょうか。以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

#### <市長答弁>

#### イ 市が描く共生社会のビジョンは

市が描く共生社会のビジョンについてお答えします。

市のまちづくりの基本は、だれもが一個の人間として、その尊厳を認められ、生涯にわたって自分らしく生き生きと幸せを感じながら暮らしていくことができる豊かな地域社会を実現することにあります。

このため、だれもが社会の一員として互いに認め合い、年齢や性別、障がいの有無等の違いにかかわらず、様々な人が分け隔てなく暮らすことのできる共生社会の実現は重要であると認識しております。

障がい者基本法では、「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが目的として規定されています。

共生社会を実現するためには、障がいとはその人にあるだけでなく、社会によってもたらされるものであるという、「障がいの社会モデル」の視点が極めて重要であると認識し、障がいによって差別や排除を受けることのない社会を作っていくことが必要です。

また、障がいのある方を単に支援を受ける側としてのみ捉えるのではなく、すべての市民が社会の中で役割を持った存在として捉え、地域社会を支える主体的な立場で、社会参加をすることもまた重要です。

こうした視点を踏まえ、市は、地域福祉計画、高齢者総合計画、障がい者総合計画の福祉3計画共通の基本理念に共生社会の実現を掲げ、障がい理解の促進や地域共生社会の実現などの各種取組を推進して参ります。

そして、いよいよ来年2020年は、パラリンピック競技大会の本番となります。調布市としては、この大会開催を契機として、市内外の多くの方に様々な障がいに対する理解を深めるべく、共生社会の重要性を発信していく1年にして参りたいと考えております。

これまでの取組を一層推進するとともに、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの推進など、多様な主体との連携・協働により有形無形のパラリンピックレガシーを創出し、だれもが社会参加できる共生社会の実現に向けたまちづくりを進めて参ります。

## <子ども生活部答弁>

### ア 従来の学童クラブ及び放課後等デイサービスとの違い

市内の学童クラブでは、1施設当たりの障がい児の受入れ人数を原則4人以内としており、現在、15施設の学童クラブに計33人の障がい児が在籍しています。

障がい児の受入れに当たっては、学童クラブ担当職員に加え、臨時職員を配置し、日々の集団生活の中で、障がい児が安全に安心して過ごせるよう支援しています。

児童福祉法では、「全ての児童にその心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障すること」が規定されており、また、障がい者基本法では、「全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること」が定められています。

こうした法の趣旨を踏まえ、重い障がいのある児童についても、事業の利用はもとより、一人ひとりの障がい特性に応じた支援を提供することが、学童クラブ事業にも求められているものと認識しています。

こうした認識の下、市では、既存の学童クラブでは受入れが困難な重度の障がい児が利用できる学童クラブの設置を基本計画に位置付け、現在整備を進めています。

本学童クラブでは、ハード面でも、障がいの重い児童や集団になじみにくい児童の障がい特性に応じた適切な支援を行うことができるよう、既存の学童クラブにはない設備を有し、障がい児をより多く受け入れることができる設計としています。

次に、従来の学童クラブと放課後等デイサービスとの違いについてです。学童クラブは、「保護者が就労している児童の遊びと生活の場」ですが、放課後等デイサービスは「すべての障がい児の療育のための事業」であることから、その目的や役割は異なり、開所日数



や時間を事業所が任意で定められるため、学童クラブと比較して利用時間を短くしている事業所もあり、長時間運営している事業所は運営上の負担が課題となっています。

そのため、本学童クラブの整備は、入会児童の障がい特性に応じたきめ細かな健全育成のみならず、障がい児の親の就労保障及び社会参加の機会拡充を図るものであり、既存の学童クラブと同様の開所日数や時間を提供して参ります。

このことは、学童クラブ事業における合理的配慮の提供となると同時に、調布市障がい者総合計画で掲げる「障がいによる差別や排除のない共生社会の実現」を進めるものと考えています。

#### ウ 共生社会の基盤構築に向けた運営を

(ア) 保護者に丁寧な説明や意見交換、啓発の場を

(イ) 子どもの権利条約を生かした学童運営を

(ウ) 子どもたちの交流をサポートする専門職員の配置について

調布心身障がい児・者親の会からは、入会児童の障がい特性に応じた支援のみならず、健常児と障がい児が一緒に行う活動を可能な限り多くしてほしいという要望を受けています。

共生社会を構築していく上では、子どもの頃から、健常児と障がい児が交流する機会を作り、日頃の活動の中でお互いを理解し合える環境が重要であると考えており、本学童クラブでもこれまでと同様、子どもたちが主体的に自由な時間を過ごす中で、児童の状況に応じながら、大人を介して健常児と一緒に遊ぶことや、班活動に参加するなど、健常児との交流を図ることとしています。

日々の過ごし方や活動内容については、作業療法士等の専門職の配置など、運営体制も含めて、運営委託を予定している社会福祉事業団と協議・検討して参ります。

本学童クラブの運営には、保護者との意思疎通や市民の理解が不可欠であると考えています。そこで、保護者説明会などの場を活用し、本学童クラブを整備する背景や意義などについてお伝えして参ります。

また、本学童クラブの設置運営について、市報やホームページのほか、児童館運営会議や子ども・子育て会議等を通じて周知するとともに、運営開始後においても、利用する健常児及び障がい児、また双方の保護者の声に傾聴し、意見交換を重ねながら、利用者一人ひとりの思いや考えに沿ったより良い運営方法等について検討して参ります。

#### エ 障がい児の居住地における交流推進のために

全国的な学童クラブの利用状況を見ると、平成29年度では、学童クラブに登録している児童全体のうち、障がい児の占める割合は、約3パーセントで、その数は年々増加しています。しかしながら、多くの学童クラブでは、利用要件に「中軽度」や「集団生活が可能」などの規定が設けられており、受入れ可能な障がい児を限定している状況が見られます。

調布市では、全ての学童クラブで障がい児を受入れ対象としているものの、施設面や送迎、職員の専門性などを踏まえると、入会を保留せざるを得ないケースもあります。また、放課後等デイサービスの事業所が増えている現状はあるものの、目的や役割は学童クラブとは異なります。

このようなことから、本学童クラブを設置、運営し、障がい特性に応じたきめ細かな対応を行いながら、実践の中で職員の専門性を高めていくことが重要と考えています。

そのうえで、その理念や支援方法を市内の学童クラブ職員全体で共有し、各学童クラブでの障がい児対応の強化を図って参ります。

都立特別支援学校に在籍する児童のユーフォーにおける交流については、開始当初は利用があったものの、近年は利用実績がないことから、本学童クラブの開設と併せ、障がい児と健常児の相互理解や地域とのつながりを深めるためにも、効果的なPR方法を検討して参ります。

ご答弁ありがとうございました。前向きなご答弁をいただいたと思います。ここで一度まとめさせていただきます。

「社会モデル」という表現が市長のご答弁にも出てきましたが、障がいに対する社会モデルという考え方は、障がい特性のある方の特性を、その方にとって害あるものとしている要因は社会にあるというもので、今後、共生社会を作っていく上でとても重要な視点だと思います。市においてもその認識に立った社会づくりを目指しているということで、障がいのある方にとっても、すべての市民にとっても優しい街づくりが進められることを期待しています。パラリンピックのレガシーにも大きな期待がかかるところです。

運営面については、「子どもたちの状況に応じながら、大人を介して健常児と一緒に遊んだり」というくだりがありました。子ども同士の関わり方に正解はありませんので、まずは大人の見守りの下で子どもたちが自然に関わり合うことを大切にさせていただいて、どうしても子どもだけでは解決が難しいトラブルが起きれば、場合によっては大人が介入して解決の手助けをする、というような、子どもたちの自主性、主体性を尊重した運営を望みます。丁寧に進めていただけるということですので、ぜひご答弁いただいた共生社会のビ

ジョンに基づき、長期的な視点に立って、この事業を大切にしていきたいと思えます。

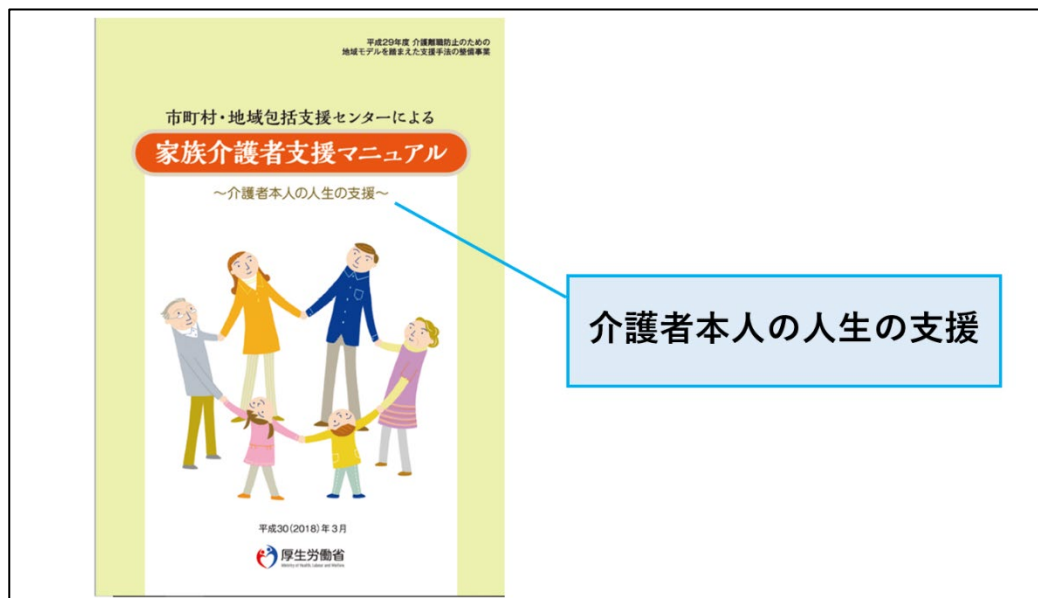
## (2) 障がい児の保護者に対する就労支援の福祉的側面の認識と取組み

### ア ケアラー支援として

次に、中項目の2点目に移らせていただきます。

学童クラブという事業そのものが保護者の就労支援という目的に基づいていますが、障がいをもつ子どもの保護者への就労支援といった時には、さまざまな福祉の様相を帯びてきます。そこで、まずその福祉的側面についての市の認識を、まず「ケアラー支援」の観点から伺いたいと思います。

高齢者の増加に伴い介護者も増加し、介護離職など、介護者にまつわる問題が表面化するにつれ、介護を担う人々への支援の必要性が認識されつつあります。**スクリーンをご覧ください。**



これは、厚生労働省がH30年3月に公表した「家族介護者支援マニュアル」の表紙です。ご覧の通り、サブタイトルは「介護者本人の人生の支援」となっています。これは、介護を受ける人から介護者を切り離し、介護者自身の人生を尊重するという非常に重要な視点を示しています。

しかし、介護を必要とする人は多様で、支援体制も異なります。そのため、介護者が分断され、介護者支援から漏れてしまう人がいます。そこで、介護を含むさまざまなケアを担う人を総括的にとらえ直すことで、ケアを担うあらゆる人々が必要な支援を受けられるようにと、新しい概念として使われるようになったのが「ケアラー」という言葉だと理解しております。

こちらの『ケアラー支援の実践モデル』という著書では、ケアラーをこのように説明しています。スクリーンをご覧ください。

**ケアラーとは「専門的・職業的ケア従事者ではなく、  
対価として金銭的報酬を受けず、  
インフォーマルな立場で  
身近な他者の日常生活を  
さまざまな形でサポートしている人々」である。**

つまりケアラーには、高齢者の介護を担う人々はもちろんのこと、例えば病気の親に代わって幼い弟や妹のお世話や家事を担う子ども、障がいをもつ親のケアをする子どもや若者といったヤングケアラー、また障がいをもつ子どものケアを担う保護者も含まれてきます。

いわゆる「介護者」から「ケアラー」への転換の目的は、単に身近な人のケアに携わる人の枠組みを定め直すことだけではありません。『ケアラー支援の実践モデル』からもう一か所引用させていただきます。そこにはケアに携わる人への新しい視点が示されています。スクリーンをご覧ください。

**「ケアラーはかけがえのない役割を果たしているのだが、  
それだけのために生きているのではなく、  
その人自身の生活と人生が保障されるべき存在である」**

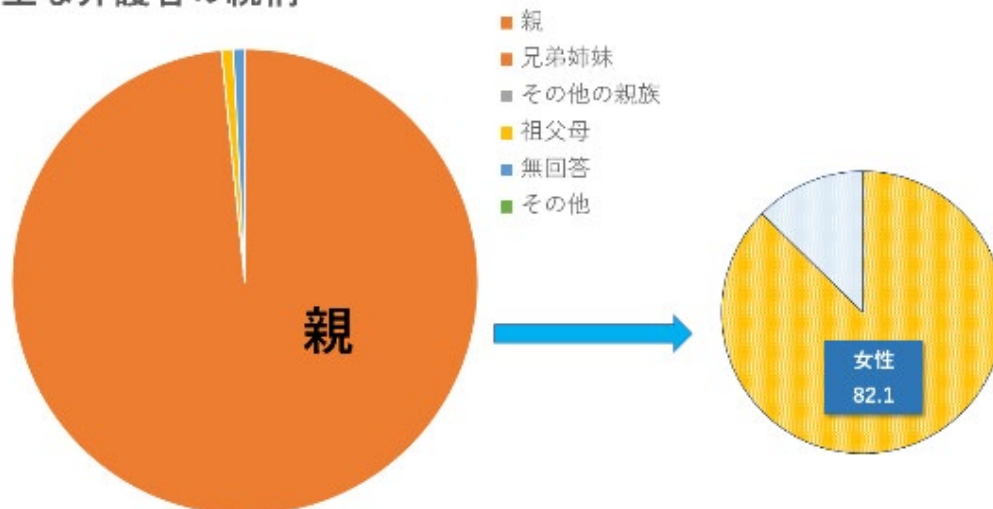
つまり、「ケアラー」という言葉は、身近な人のために無償で人生の中の一部、また多くの時間を割いている人々に対して、その人自身にも人生があり、その人への支援は人権保障の視点に立っていなければならないという認識に基づいたものです。

さて、調布市は、高齢者福祉においては介護者支援施策の中で「ケアラー」という言葉を用いており、こちらのゆうあいの広報紙でも介護者支援グループを記載した地図に「ケアラー支援マップ」という名称を用いています。こちらの『調布市自殺対策計画』でも「ケアラー」という用語を用い、用語説明では『『介護』『看病』『療育』『世話』『こころや身体に不調のある家族への気づかい』など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを**無償でケアする人**』との解説もきちんと掲載されています。そこで伺いますが、「ケアラー」という言葉に含まれる人権保障という視点は、調布市においても高齢者福祉だけではなく、

福祉三計画に通底しているという認識で良いでしょうか。

もう一度スクリーンをご覧ください。

### 主な介護者の続柄



『調布市民福祉ニーズ調査報告書』 p.27

調布市民福祉ニーズ調査報告書によりますと、障がいをもつ子どものケアを主に行う人のうち親が98.4%、そのうち女性が82.1%ということですので、多くの場合母親がケアを担っていることがわかります。そのせいもあり、障がいをもつ子どもの保護者への支援は子育て支援に取り込まれる傾向があり、ケアの内容や質が可視化されにくいため、理解も支援も発展途上です。

しかし、障がいのある子どもの保護者もケアラーとして認識し、人権保障の視点に立った支援体制を整える必要があります。その点において、(仮称)富士見町学童クラブは意義ある事業として高く評価できるものです。

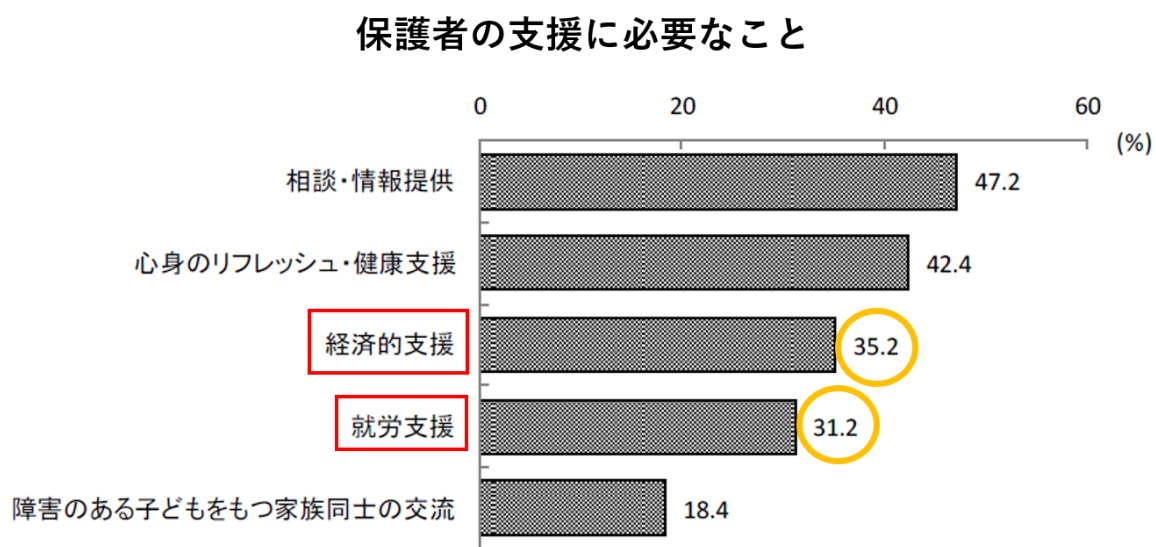
先ほども触れました、横須賀にあるインクルーシブ学童、sukasuka kids の方のお話では、障がいを持つ子どもの保護者にとって、仕事に就くということは、介護者をケアから一時的に解放することを目的としたレスパイトとしての効果もあるということでした。ケアラーである親は、在宅で育児に専念する親の中でも、育児に専門的なケアが含まれることから負担が大きく、また情報や思いを共有できる仲間が少ないこともあり、精神的に孤立するリスクを負っています。就労は、子どものケアからの一時的な解放だけでなく、社会参加、自己実現、また労働に対して報酬を得るといった機会を生み出します。その中で、一人の人間としての生きがいや居場所を見出すことができるようになり、大きな解放感や達成感を得ることで、不思議と子どもに対しても優しくなれるということでした。

市の障がいをもつ子どもの保護者に対するケアラーとしての認識と、ケアラー支援と

してのこの学童クラブの意義についての見解をお答えください。

## イ 貧困対策として

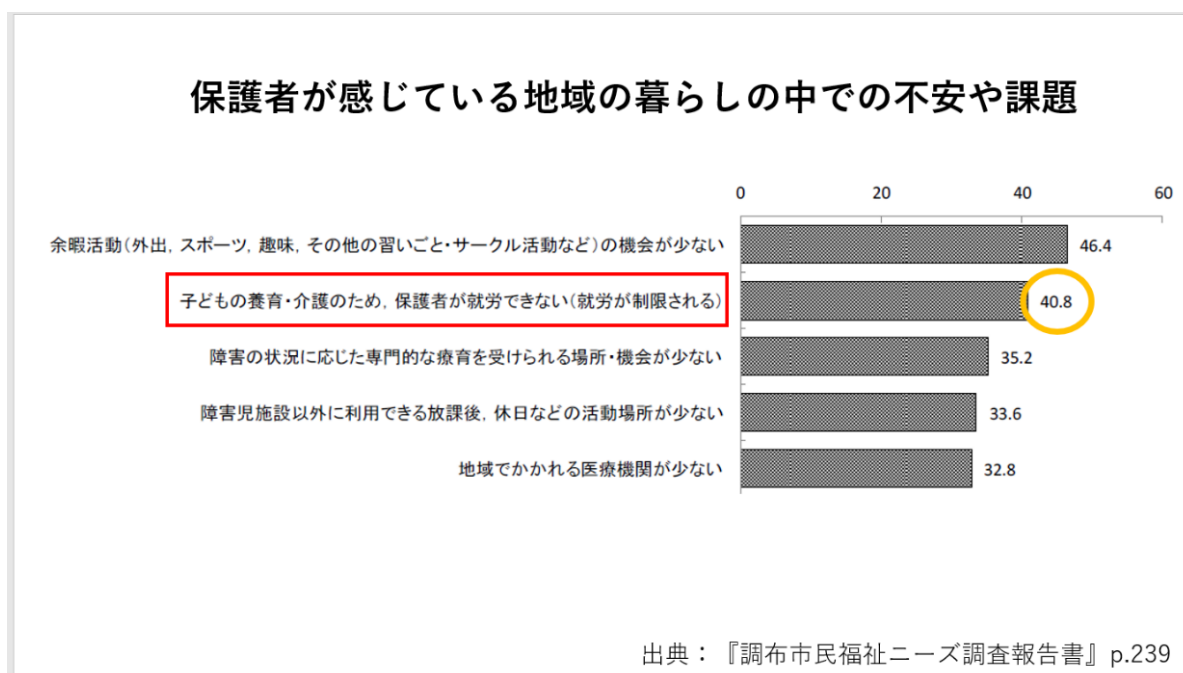
次に、(仮称)富士見町学童クラブの福祉的側面について、貧困対策という側面からも少し触れておきたいと思います。正確には、就労支援による経済的支援と言った方が適切であるかもしれません。スクリーンをご覧ください。



出典：『調布市民福祉ニーズ調査報告書』 p.251

市民福祉ニーズ調査で障がいをもつ子どもの保護者が支援として必要としていることについて尋ねた項目に対し、35.2%が経済的支援、31.2%が就労支援を挙げており、それぞれ回答項目の中で3番目、4番目に回答が多い項目となっています。

引き続きスクリーンをご覧ください。



これは障がいをもつ子どもの保護者が感じている不安や課題についての回答で、2 番目に「子どもの養育・介護のため、保護者が就労できない、また就労が制限される」が挙がっており、回答者の 40.8%がこの項目を選択しています。

一般的に、出産や育児は仕事に就いていた女性にとって離職の大きな理由ですが、障がいをもつ子どもの親は育児に特別なケアの負担がかかるため、離職率がさらに高くなり、再就職率は低くなることが想像されます。実際、子どもに障がいがある母親のうちフルタイムで就労しているのは 5%にしか満たないというデータがあります。また、子どもに障がいがある家庭においては、離婚率が高くなるというデータもあり、障がいをもつ子どもをケアしながら育てることの負担の大きさがうかがえます。

もちろん、子どもに障がいがあっても、むしろそれゆえに親が協力体制を強化し、積極的にケアにも子育てにも力を注いでいる家庭も数多く存在します。しかし、やはり特別なケアを必要としない子どもの子育てに比べて負担は大きく、何らかの理由で協力体制が崩れれば、思い通りの就労が阻害され、経済的に厳しい生活を強いられるリスクを負っていることは否めません。障がいをもつ子どもの保護者に就労の機会を保障することは、社会参加の機会を提供するだけでなく、経済的困難に陥るリスクを軽減する意義もあると思いますが、その視点からの市の認識がありましたらお聞かせください。

## ウ 送迎サービスの必要性についての認識

次に、障がいをもつ子どもの送迎サービスについてお尋ねします。通常学童の利用が困難な障がいをもつ子どもは、公的交通機関の利用が困難なケースが多いことが予測されます。この学童の障がい児枠での利用者は市内全域から集まってくるわけですから、当然、



通常の学童利用に比べて移動にかかる負担が大きくなります。駅などのバリアフリー化が進んでいるとは言え、公的交通機関の利用が不可能な子どももいるでしょうし、そうでなくても、保護者の負担を考えると、学童クラブから自宅までの送迎サービスは必須だと考えます。学童クラブから自宅までの送迎サービスの必要性についての市の認識、および予算化への取組みについてお答えください。

## <子ども生活部答弁>

### (2) 障がい児の保護者に対する就労支援の福祉的側面の認識と取組みについて

#### ア ケアラー支援として（福祉健康部）

ケアラー支援についてお答えします。

これまで、福祉の対象は生活に課題を有する高齢者や障がい者本人などが対象者となっていました。しかし、こうした人を介護する方の中に心理的な負担や孤独感を感じるだけでなく、学業や仕事を辞めざるを得なかったり、健康を害したりするなど様々な課題を抱えている方もいます。そこで、介護を受けている本人だけでなく、介護する方のニーズを把握し、情報提供を図るとともに、身体的、精神的負担を緩和し、介護者自身の生活を尊重するための支援などの取組も重要な課題だと認識しています。

そこで、市では「介護」「看病」「療育」「世話」「こころや身体に不調のある家族への気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人をケアラーとして捉えています。福祉3計画では、それぞれの取組に位置づけ、様々な支援を図ることにより、ケアラー支援を推進しています。

高齢者総合計画において、市では、相談体制の充実や積極的な情報提供など、介護を続けている家族の身体的・精神的負担を緩和するための支援の充実に向けた取組を進めております。

また、障がい者総合計画において、市では、障がい者支援事業の充実を図るとともに、障がい者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を提供する取組を行うなど、当事者とその介護者の支援を行っております。

地域福祉計画において、市では、介護者を含め課題を抱えている住民に対して、地域における支え合いや、専門機関との連携等を深める中で、生活課題を早期に発見し、包括的な支援が行える体制を構築しております。

市では、こうした福祉3計画の取組を進めることにより、「介護」「看病」「療育」「世話」といったケアが必要とする方への支援の充実を図るとともに、ケアラー本人やケアラー支援団体等のニーズ把握に努め、ケアラーに対する支援を推進して参ります。

#### イ 貧困対策として

## ウ 送迎サービスの必要性についての認識

(仮称)富士見町学童クラブは、通常の学童クラブとは異なり、市内各所からの利用が想定されることから、送迎サービスの実施について、調布心身障がい児・者親の会からも、強く要望をいただいています。

市としても、車両での送迎は必要であると認識しており、事業の実施に向けて、課題を整理しながら検討を進めているところです。

障がい児の保護者は、介助、看護、療育、医療、教育等、直接または間接のケアに時間を要するため、働く意向があっても、働けないなどの課題があり、一般世帯と比較して、就労率は低い水準に留まっているのが現状です。

特に、重度の障がいのある児童の放課後の居場所は、さらに限定されることから、障がい児に対し、よりきめ細かな支援を行うことができる学童クラブの設置により、これまで就労の継続や再就職をあきらめていた保護者にとっても、社会参加への道が開け、ひいてはそのことが、障がい児とともに生活をする家庭の経済的安定への寄与や、保護者自身が精神的、身体的にゆとりを持てるような支援につながるものと考えています。

ご答弁ありがとうございました。最後にまとめますので、このまま続けさせていただきます。

### (3) 子ども生活部と福祉健康部の連携による福祉的側面の強化を

最後の質問です。学童クラブにおいてすべての子どもの受け入れを可能にするためには、さまざまな福祉的な視点が不可欠です。(仮称)富士見町学童クラブは、調布市の障がい者福祉の要ともなり得る事業として高く評価できるものと考えます。今後、全国でも前例が非常に少ない中、調布市で独自に進めていく中で、子ども生活部と福祉健康部の連携は必須ではないでしょうか。定期的に情報共有や意見交換ができる場を設けるなど、各部署の連携を市民に対しても目に見える形にして、福祉的側面の強化を図ることが重要だと考えますが、市の見解をお聞かせください。

#### <子ども生活部答弁>

(仮称)富士見町学童クラブの整備に当たっては、当事者である調布心身障がい児・者親の会のほか、障がい福祉課や子ども発達センター等の関係部署とも、勉強会や打合せの場等を通じて、施設設計、運営方法などについて、意見交換を重ねながら進めて参りました。

本学童クラブは、前例の非常に少ない施設であり、障がいの重い児童や集団生活になじみにくい児童の障がい特性に応じた適切な支援を行うためには、受入れ体制や運営方法など、関係各部門が連携し、各専門分野の知恵やノウハウ、情報を共有することが不可欠です。

引き続き、子ども生活部だけではなく、福祉健康部を始めとした庁内の関係部署や各関係機関、団体等と連携を密に、児童が安全に安心して過ごすことができる居場所となるよう取組を進めて参ります。

## 【まとめ】

ご答弁ありがとうございました。再質問はありませんので、まとめさせていただきます。  
(仮称) 富士見町学童クラブの事業の立ち上げによって、これまで、本人の特性のために放課後に地域の子どもたちと関わる機会を保障されてこなかった子どもたちの存在や、子どもの障がい特性のために就労の自由が保障されなかった保護者たちの存在が浮き彫りにされました。しかし、私たちの社会では、まだまだ当事者の方々の生活の実態は浮かび上がってきていないのが現状ではないでしょうか。

調布市には NPO 法人調布心身障がい児・者親の会があり、行政とはこれまでも情報交換や建設的な意見交換の機会を重ねてきています。また、親の会に所属をしていない特別支援学校や特別支援学級の保護者の中にも、熱心に子どものケアをしている人がたくさんいらっしゃいますし、子どもが通う学校や学級の改善につながる関わりを積極的にもっている方もいるということも聞いております。ぜひ(仮称) 富士見町学童クラブについても、さまざまな機会に当事者の方々の声をしっかりと聞き、運営を充実させていっていただきたいと思います。また同時に、社会通念を形成しているマジョリティの人々の障がいや共生社会への理解を深めていけるよう、市のビジョンをしっかりと市民に対して示していただきますように、お願いいたします。